



令和7年10月より始まった、「就労選択支援」についての第2回目の紹介です。

就労選択支援事業についてPART2

就労選択支援サービスを受けるための大まかな流れを確認しましょう。

① 実施時期の検討

どの時期に就労選択支援を受けるか、学級担任と相談し、希望時期を決めます。

(進路指導部から、適切な時期にお声がけます。)

② 事業所の選択

利用可能な就労選択支援事業所の中から、どこの事業所を利用するかを決めます。

③ 相談支援事業所への連絡

「相談支援事業所」へ連絡をし、就労選択支援を受けたいことを伝えます。

(放課後等児童デイサービスなどを利用している場合は、すでに相談支援事業所も利用していますので、就労選択支援のサービス等利用計画を作成できるか確認してください。)

④ 就労選択支援事業所への連絡

就労選択支援事業所へ、サービスを利用したい旨を伝えます。

⑤ 会議

サービス担当者会議に参加します。

⑥ 利用開始

※アセスメントの利用期間は1ヶ月

作業場面等を活用した状況把握(アセスメント)。

多機関連携によるケース会議に参加します。

事業所がアセスメントシートを作成します。

⑦ 会議

サービス担当者会議に参加します。

⑤、⑥、⑦の下線にあるように、何度か会議が行われます。会議には、本人、保護者も参加します。

(ケースによっては会議が4~5回行われることもあります。)



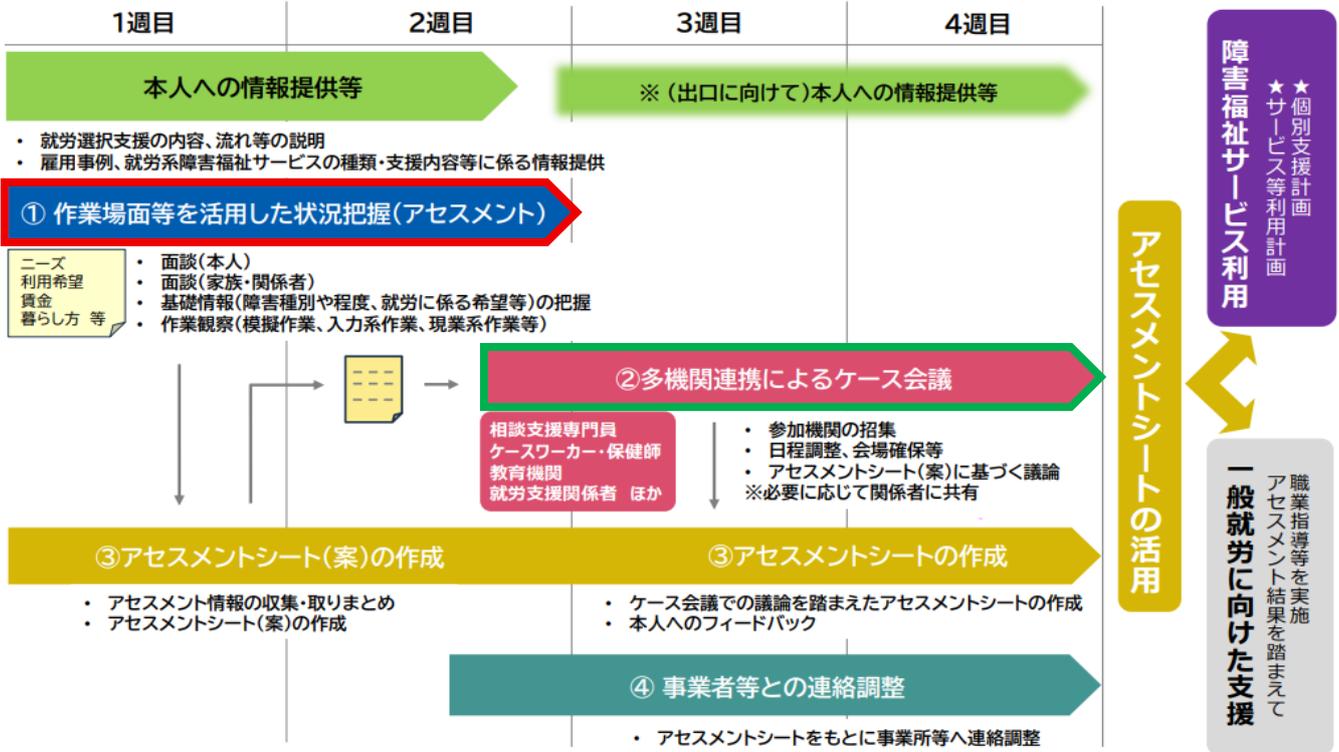
就労選択支援サービスの流れ(標準的な1ヶ月のイメージ)

就労選択支援の支給決定期間は原則1ヶ月間のサービスです。

利用開始後、本人との面談や作業観察等を通して、アセスメントを行います(5日~10日程度)。

多機関連携によるケース会議は、支給期間の後半に行われます。(2時間程度)

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



実施時期

就労選択支援は18歳以上の障がい者向けの障がい福祉サービスですが、特別支援学校に在籍している生徒に対して、より効果的な進路選択につなげられるアセスメントとするため、特別支援学校高等部の1年時から利用可能とされています。また、在学中に複数回実施することもできます。

学校における就労選択支援利用についての意義

就労選択支援は、生徒本人の希望や得意・不得意、就労に向けた力などをアセスメントによって整理し、その結果を基に支援を行うサービスです。このアセスメント結果は、学校で行っているキャリア教育や進路指導においても有効に活用することができます。そのため、卒業後に就労系障がい福祉サービス(就労継続支援A型・B型、就労移行支援)の利用を検討する場合には、就労選択支援によるアセスメント結果を参考にしながら、生徒本人が必要な情報を得た上で、自分に合った進路の方向性を考え、決定していくことが重要です。

福祉サービスとの同日の利用について

放課後等デイサービス利用については、同一日に利用できるようになりました。

次号では、就労選択支援を行っている事業所を紹介します。

